

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 21 年 10 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

平成 20 年度税制改正により、平成 22 年 1 月 1 日以降、口座管理機関である支払の取扱者を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合には、その支払の取扱者をその上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務者とする（租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項）ことに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）の一部の改正を行う。

また、金融商品取引所において、本年 11 月 16 日に株券等の 5 日目決済制度が廃止されること等に伴い、規程及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部の改正を行うとともに、形式的な文言の修正等、所要の規定等の整備を行う。

2. 改正概要

（1）税制改正に伴う改正

発行者が機構に通知する配当金支払予定額を「株主ごとの源泉徴収税額の控除前の配当金支払予定額」とする。

（規程第 170 条、規則別表 3）

（2）金融商品取引所における株券等の 5 日目決済の廃止に伴う改正

新株式数申告をする日における振替制限の撤廃

新株式数申告をする日における振替制限を撤廃する。

（規程第 60 条、規則第 75 条、第 342 条）

統合 Web 端末からの新株式数申告の入力時間の変更

統合 Web 端末からの新株式数申告の入力時間を「午前 9 時から午後 4 時まで」から「午前 9 時から午後 8 時まで」に変更する。

（規則別表 3）

（3）所要の規定等の整備

形式的な文言の修正等を行う。（規程第 25 条、規則第 46 条等）

3. 施行日

2.（1）の改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日以降に配当金支払開始日が到来するものについて適用する。

2.（2）及び（3）の改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。

以 上